

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和 5 年 9 月

日 南 市

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営（認定農業者等）の指標	3
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	4
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	4
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	4
2 市が主体的に行う取組	4
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	4
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	5
第4 認定農業者等に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	5
1 認定農業者等に対する農用地の利用の集積に関する目標	5
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	5
（1）農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状	
（2）今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン	
（3）農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関、団体との連携等	
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	6
1 利用権設定等促進事業に関する事項	6
（1）利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	
（2）利用権の設定等の内容	
（3）開発を伴う場合の措置	
（4）農用地利用集積計画の策定時期	
（5）要請及び申出	
（6）農用地利用集積計画の作成	
（7）農用地利用集積計画の内容	
（8）同意	
（9）公告	
（10）公告の効果	
（11）利用権の設定等を受けた者の責務	
（12）紛争の処理	
（13）農用地利用集積計画の取消し等	
2 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	10
（1）協議の場の開催時期	
（2）開催に係る情報提供の方法	
（3）参加者	
（4）協議すべき事項	
（5）相談窓口の設置	

(6) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準	
(7) 地域計画の策定の進め方	
3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事	11
(1) 農用地利用改善事業の実施の促進	
(2) 区域の基準	
(3) 農用地利用改善事業の内容	
(4) 農用地利用規程の内容	
(5) 農用地利用規程の認定	
(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	
(7) 農用地利用改善団体の勧奨等	
(8) 農用地利用改善事業の指導、援助	
4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	13
(1) 農作業の受委託の促進	
(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	
5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	13
6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	14
(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	
(2) 推進体制等	
第6 その他	14

附則

別表1 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型 ごとの効率的かつ安定的な農業経営（認定農業者等）の指標	15
別表2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型 ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	35
別紙1（第4の1の(1)の⑥関係）	39
別紙2（第4の1の(2)関係）	40

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 日南市は宮崎県南部に位置し、恵まれた自然条件を有効に生かした作目の導入を図っており、早期水稻をベースに畜産、果樹、野菜及び花きを主軸として進展してきている。

その温暖な気候のなかで、早期水稻において市内全域が「コシヒカリ」を主品種とした超早場米の地である。果樹においては優良品種である日南1号（極早生うんしゅう）を中心に中晩柑類のきんかん、ぼんかん、マンゴー等の高品質な果実の生産がなされ、野菜では冬春ピーマンや施設きゅうりなどが、花きにおいてはスイートピーを中心として数多く生産されている。畜産については地区を問わず、系統造成による和牛が「宮崎牛」の銘柄確立に大きく寄与しているほか、都市部からの需要が大きい「みやざき地頭鶏」の生産拠点となっている。

今後はさらなる発展を図るため、冬期温暖多照という恵まれた自然条件を有効に活用し、果樹、野菜、花きの施設化を推進するとともに消費者の需要に対応できる農畜産物の生産、流通、販売体制の確立を図り、高付加価値型農業の秩序ある土地利用の確保に努める。

- 2 日南市の農業構造については、農家数の減少、高齢化、過疎化等が急速に進行し、担い手不足や耕作放棄地の増加など深刻な問題となっている。このために、今後は地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体（以下、「認定農業者等」という。）への農地の流動化や集落における受託組織の育成により土地利用集積を促進する。
- 3 日南市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

（1）認定農業者等の年間農業所得及び年間労働時間の目標

農業を主体とする農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人あたり400万円程度、補助的家族従事者180万円程度、1経営体あたり580万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,900時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの経営が日南市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の年間農業所得及び年間労働時間の目標

地域における他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,900時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計の成り立つ年間農業所得（認定農業者等の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得240万円程度）を目標とする。

- 4 農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

まず、日南市、はまゆう農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、農業委員会、宮崎県南那珂農林振興局（以下「農林振興局」という。）等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため日南市農業再生協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して日南市農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

これらの農地の流動化に関しては、農用地利用改善団体等を通じた集団的な土地利用調整を展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。また、宮崎県農地バンクを活用した担い手への農地の集積・集約化の取組と連動していく。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

また、集落・地域において人と農地の問題を解決するための未来の設計図となる「地域計画」の策定及び実行を推進していくことにより、農用地の円滑な利用集積や経営管理の合理化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための各種施策を一体的に推進していく。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。併せて集約的な経営展開を助長するため、農林振興局の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域等においては、農地の一体的管理を行う主体として集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

女性農業者については、家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場への参加を呼びかけ、積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度及び法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他 の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、日南市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 日南市農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保

(1) 新規就農の現状

日南市の新規就農者は過去5年平均19名ほどであり、そのほとんどが後継者就農である。新規参入者については、資金面・技術面において数多くの課題があることから、日南市経営継承支援事業の推進や国、県等の各種制度を活用しながら新規参入者の確保・育成を積極的に進めていく必要がある。

(2) 新たに農業を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まで、きめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、新規就農者に対して、農地については農業委員会や農地バンクによる紹介、技術・経営面については農業改良普及センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うほか、農業経営の移譲を希望する農家とのマッチングの支援など、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

7 地球温暖化等による気候変動が進行し、局地的豪雨が全国的に増加する等、日本各地で大規模な自然災害が頻発している。

県内では、平成22年度に口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火、平成30年4月に硫黄山の噴火、令和2年度には、再び高病原性鳥インフルエンザの多発による大きな被害を受けている。

また、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、海外との出入国制限や学校の臨時休校、外出自粛等により、農畜産物の出荷減少や価格の低迷、輸出の停滞、外国人材の確保、新たな生活様式による商・物流の変化等、幅広い分野で大きな影響が生じた。

このほかにも、台風や長雨による災害や、新奇病害虫、防除困難な病害虫の発生など、これまでの想定を超えた危機事象が発生しており、また、南海トラフでは、今後30年以内に70～80%の確率で、マグニチュード8～9クラスの地震が発生すると予測されている。

このように、様々なリスクに直面している農業経営を継続するため、あらゆる危機事象に対応できる新たな防災営農を推進していく必要がある。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営（認定農業者等）の指標

第1に示したような目標を可能とする認定農業者等の指標として、現に日南市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、日南市における主要な営農類型については別表1のとおりである。

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）。

2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第1で掲げた目標に到着することを基本とする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする認定農業者等の指標として、現に日南市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、日南市における主要な営農類型については別表2のとおりである。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

日南市の主軸である早期水稻をベースに、畜産、果樹、野菜及び花きなどの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びこれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに農業経営・就農支援センター、県農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用、認定農業者への移行にむけた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の実態等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、他の仕事とともに、雇用されて従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・促進を行いながら、就農希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業会議、農地バンク、農業委員会は新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報提供、農地等の紹介、あっせん等を行う。

- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業経営・就農支援センター、県農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、相互に情報を提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農センター、農地バンク、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 認定農業者等に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 認定農業者等に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの認定農業者等に対する農用地の利用の集積に関する目標は、概ね次に掲げる程度とする。

また、農地中間管理事業等の推進により、認定農業者等への農地の集積・集約化に努める。

○認定農業者等への農地の利用集積目標

目 標	80%
-----	-----

- (注) 1 「目標」には、農業法人を含む認定農業者に加え、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織の地域における農用地利用面積のシェアを含む。
- 2 「基幹作業に係る農作業受託面積」とは、基幹作業ごとの受託面積の合計を基幹作業数で除した面積とする。
- 3 目標年度は、令和5年度とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

日南市の平坦部では、基盤整備により水田の汎用化が進められており、早期水稻をベースとした施設野菜、施設花き、露地野菜等との複合経営が主となっている。

山間部では、柑橘類が盛んで、極早生みかんを主体に、金柑、ポンカン、日向夏等の中晩柑類が栽培されている。

認定農業者を中心とした担い手への農地の利用集積が進んでいるものの、担い手の高齢化や後継者不足による担い手減少に加え、山間部では鳥獣による被害も増大しており耕作放棄地増の懸念もある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び地域計画の策定

日南市では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測される。地域計画の策定を通じ、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

(3) 地域計画策定に向けた取組方針及び関係機関、団体との連携等

市、農業員会、農地バンク、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域の合意形成を図りながら地域計画を策定する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

日南市は、宮崎県が策定した基本方針の第3「農業経営基盤の促進に関する目標等を達成するための具体的施策の方向」に定められた方向に即しつつ、日南市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

日南市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

①利用権設定等促進事業

②第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業

③農用地利用改善事業の実施を促進する事業

④委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

⑤農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

⑥その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(カ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(カ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア)耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてについて効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ)耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ)その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ)その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ)農用地が、農地法第3条第2項第5号の面積以上とすること。ただし、新規に就農しようとする者等が下限面積より少ない面積で利用権の設定等を行う場合には、耕作面積10a以上、農業経営計画書の承認を得ていること。

(カ)所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合、又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第 11 条の 31 第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地バンク、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 農地所有適格法人以外の法人が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）すべてについて効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合には、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 日南市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 日南市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 日南市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。(附則第2条によりみなされる場合は不要)
- ② 日南市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 日南市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 日南市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、日南市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 日南市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 日南市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 日南市は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申し出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、日南市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 日南市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件、賃借権又は使用貸借権の設定を受けた者は、毎年、当該農用地の利用状況を市町村の長に報告すること、農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者、原状回復の費用の負担者、原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置、貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め、その他、撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）その支払い（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑦ ①に規定する者の農業経営状況

(8) 同意

日南市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸借、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を越える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

日南市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定する農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

なお、日南市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消しを行った場合は、その旨を公告する。

(10) 公告の効果

日南市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

日南市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 日南市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

2 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を区域ごとに設定し、当該区域における農繁期を除いて設定する。

(2) 開催に係る情報提供の方法

市の広報や公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業者の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

(3) 参加者

農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地バンクの農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とする。

(4) 協議すべき事項

区域における農業の将来の在り方、農業上の利用が行われる農用地等の区域、その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項。

(5) 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せの対応を行うための窓口を農政課に設置する。

(6) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準

これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。その上で、様々な努力を払ってもなお農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ることとする。

(7) 地域計画の策定の進め方

市は、地域計画の策定にあたって、県・農業委員会・農地バンク・農業協同組合・土地改良区等の関係機関と連携しながら、協議の場の設置から公告に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定が行われているか、進捗管理を毎年実施することとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

日南市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式6-1号の認定申請書を日南市に提出して、農用地利用規程について日南市の認定を受けることができる。

② 日南市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 日南市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の広報への記載やインターネットの利用等により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規定において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業に関する事項

③ 日南市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると

認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にとっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 日南市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう指導、援助に努める。

② 日南市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興局、農業委員会、農業協同組合、農地バンク等の指導、助言を求めてきたときは、日南市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

４ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

日南市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

（２）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

５ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

日南市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

日南市は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 日南市は、各種補助事業を活用し、農業・農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するように努めるとともに、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金等を活用し、集落内の相互扶助活動の活性化を促すとともに農作業受託組織の育成を図る。
- ② 日南市は、担い手への農地の面的な集積を加速させるため、国や県等の事業を活用し集落や産地単位での話し合い活動を通して農用地利用改善団体の育成を図り集落営農の組織化を図る。
- ③ 日南市は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

日南市は、農業委員会、農林振興局、農業協同組合、土地改良区、農地バンク、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 及び第 2 の 2 の指標で示される認定農業者等の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地バンクは、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、日南市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、日南市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 18 年 8 月 31 日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成 22 年 5 月 7 日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成 24 年 4 月 20 日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成 26 年 9 月 30 日から施行する。
- 7 この基本構想は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この基本構想は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この基本構想は、令和 5 年 9 月 29 日から施行する。

別表1 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営（認定農業者等）の指標

1 個別経営体

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
早期水稲＋普通水稲＋飼料米	(作付面積等) 早期水稲 10.0ha 早期水稲 5.0ha (作業受託) 普通水稲 3.0ha 飼料米 10.0ha (経営面積) 23.0ha	(1)建物・施設 倉庫・納屋・作業場 農機具格納庫・車庫 育苗ハウス (2)機械・器具 トラクター 代かきハロー 田植機 畦塗り機 コンバイン・トレーラー フォークリフト 乾燥機 籾摺り機 防除機 動力噴霧機 普通トラック 軽トラック	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者2人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜＋早期水稲Ⅰ	(作付面積等) ピーマン 0.3ha 早期水稲 2.0ha (経営面積) 2.3ha	(1)建物・施設 倉庫・納屋・作業場 農機具格納庫・車庫 APハウス2号改良型 かん水施設 自動開閉装置 電気工事 (2)機械・器具 トラクター 代かきハロー 田植機 コンバイン・トレーラー 畦塗り機 播種機 催芽機 軽トラック 加温機 管理機（自走式） 動力噴霧機 循環扇	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者2人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜＋早期水稲Ⅱ	(作付面積等) きゅうり 0.3ha 早期水稲 2.0ha (経営面積) 2.3ha	(1)建物・施設 倉庫兼作業場 APハウス2号改良型 かん水施設 自動開閉装置 電気工事 (2)機械・器具 トラクター 管理機 動力噴霧機 軽トラック 加温機 循環扇 代かきハロー（共同） 田植機（共同） コンバイン・トレーラー（共同） 乾燥機（共同） 畦塗り機（共同） 播種機（共同） 催芽機（共同） 籾摺り機（共同） 米選機（共同）	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者2人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜＋早期水稲	(作付面積等) 水田ごぼう 1.5ha 早期水稲 10.0ha (経営面積) 11.5ha	(1)建物・施設 倉庫・納屋・作業場 農機具格納庫・車庫 育苗ハウス (2)機械・器具 トラクター 代かきハロー 田植機 コンバイン・トレーラー 乾燥機 畦塗り機 播種機 催芽機 粃摺り機 米選機 軽トラック 動力噴霧機 管理機 収穫機・洗い機	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者2人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設花き＋早期水稲	(作付面積等) スイートピー 0.5ha 早期水稲 2.0ha (経営面積) 2.5ha	(1)建物・施設 倉庫・納屋・作業場 農機具格納庫・車庫 APハウス2号改良型 かん水施設 自動開閉装置 電気工事 (2)機械・器具 トラクター 軽トラック 加温機 循環扇 管理機 動力噴霧機 代かきハロー（共同） 田植機（共同） コンバイン・ トレーラー（共同） 乾燥機（共同） 畦塗り機（共同） 播種機（共同） 催芽機（共同） 籾摺り機（共同） 米選機（共同）	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者2人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設花き＋施設野菜＋早期水稲	(作付面積等) スイートピー 0.3ha ピーマン 0.4ha 早期水稲 1.0ha (経営面積) 1.4ha	(1)建物・施設 倉庫・納屋・作業場 農機具格納庫・車庫 APハウス2号改良型 かん水施設 自動開閉装置 電気工事 (2)機械・器具 トラクター 管理機 軽トラック 加温機 循環扇 動力噴霧機 代かきハロー (共同) 田植機 (共同) コンバイン・ トレーラー (共同) 乾燥機 (共同) 畦塗り機 (共同) 播種機 (共同) 催芽機 (共同) 粃摺り機 (共同) 米選機 (共同)	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者2人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設花き複合型	(作付面積等) スイートピー 0.30ha ホオズキ 0.25ha (経営面積) 0.30ha	(1)建物・施設 倉庫・納屋・作業場 農機具格納庫 APハウス2号改良型 かん水施設 自動開閉装置 電気工事 (2)機械・器具 トラクター 管理機 動力噴霧機 冷蔵庫 加温機 モヤトリコントローラー 循環扇 かん水用配管 軽トラック	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者2人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地みかん＋露地中晩柑	(作付面積等) 露地みかん 2.0ha 中晩柑（日向夏等） 1.0ha (経営面積) 3.0ha	(1)建物・施設 倉庫兼作業場 貯水槽 かん水施設 (2)機械・器具 トラック（1.5t・軽） 管理機 選果機 動力噴霧機 剪定枝粉碎機 スピードスプレーヤ かん水ポンプ	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者2人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地みかん ＋施設中晩柑	(作付面積等) 露地みかん 2.0ha 中晩柑（不知火等） 0.6ha (経営面積) 2.6ha	(1)建物・施設 倉庫兼作業場 貯水槽 果樹ＡＰハウス２号改良型 かん水施設 細霧システム 自動開閉装置 電気工事 (2)機械・器具 トラック（１．５ｔ・軽） 管理機 選果機 動力噴霧機 スピードスプレーヤ 剪定枝粉碎機 加温機 無人農薬煙霧散布機 発電機 かん水ポンプ	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者２人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地みかん＋亜熱帯性果樹（マンゴー）	（作付面積等） 露地みかん 2.0ha 亜熱帯性果樹 0.2ha （経営面積） 2.2ha	(1)建物・施設 倉庫兼作業場 貯水槽 中期展張ハウス２号型 かん水施設 細霧システム 自動開閉装置 電気工事 (2)機械・器具 トラック（1.5t・軽） 管理機 選果機 動力噴霧機 スピードスプレーヤ 剪定枝粉碎機 加温機 ヒートポンプ 循環扇 発電機 かん水ポンプ ハウスメーラー	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者２人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地中晩柑専業型	（作付面積等） ぼんかん 1.2ha 露地日向夏 1.0ha （経営面積） 2.2ha	(1)建物・施設 倉庫兼作業場 貯水槽 かん水施設 (2)機械・器具 トラック（1.5t・軽） 管理機 選果機 動力噴霧機 剪定枝粉碎機 かん水ポンプ	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者２人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設果樹＋露地果樹	(作付面積等) ハウス金柑 0.5ha 露地金柑 0.5ha (経営面積) 1.0ha	(1)建物・施設 倉庫兼作業場 果樹ＡＰハウス２号改良型 かん水施設 自動開閉装置 貯水槽 電気工事 (2)機械・器具 軽トラック 加温機 動力噴霧機 選果機 循環扇 剪定枝粉碎機 トレンチャー	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者２人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
亜熱帯性果樹専業型（マンゴー）	(作付面積等) 亜熱帯性果樹 0.5ha (経営面積) 0.5ha	(1)建物・施設 倉庫等 中期展張ハウス２号型 かん水施設 自動開閉装置 電気工事 (2)機械・器具 軽トラック 動力噴霧機 加温機 ヒートポンプ 循環扇 ハウスメール 発電機	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者２人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶 専業型	(作付面積等) 茶 5.0ha (経営面積) 5.0ha	(1)建物・施設 倉庫 農機具格納庫 製茶工場 防霜ファン (2)機械・器具 製茶機械一式 乗用型摘採機 乗用型防除機 裾切剪枝機 茶園専用耕耘機 肥料散布機 普通トラック 軽トラック トレーラー	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者2人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛繁殖専業型	(作付面積等) 繁殖牛 50 頭 早期水稻 1.5ha 飼料作物 5.0ha (経営面積) 6.5ha	(1)建物・施設 作業舎 畜舎 堆肥舎 農機具庫 (2)機械・器具 トラクター 代かきハロー 畦塗機 田植機 コンバイン 乾燥機 軽トラック 普通トラック 動力噴霧機 ディスクモア カッター テッダーレーキ ラッピングマシン 鎮圧ローラー ロールベアラ ベールクラブ ホイルローダー マニアスプレッダー ブロードキャスター	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者 2 人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛肥育専業型	(作付面積等) 肥育牛 300 頭 (経営面積)	(1)建物・施設 牛舎 堆肥舎 飼料庫 (2)機械・器具 普通トラック 軽トラック ホイールローダー 換気扇 動力噴霧機	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者 2 人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業型	(作付面積等) 乳用牛 40 頭 ソルゴー 3.0ha スーダン 2.0ha イタリアン 3.0ha エンバク 2.0ha (経営面積) 5.0ha	(1)建物・施設 牛舎 堆肥舎 飼料庫 農機具庫 パイプラインミルカー バルククーラー バンククリーナー バンカーサイロ (2)機械・器具 トラクター 普通トラック ディスクモア ブロードキャスター バキュームカー ホイルローダー ラッピングマシン ロールベアラ ベールクラブ 大型扇風機 動力噴霧器 鎮圧ローラー デグダーレーキ ディスクハロー	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者 2 人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養豚 専業型	(作付面積等) 母豚 (一貫経営) 120 頭 (経営面積)	(1)建物・施設 繁殖育成、分娩肥育豚舎 管理舎 尿処理施設 堆肥化施設 飼料、ノコクズ等倉庫 スクレーパー 自動給餌機 飼料タンク (2)機械・器具 軽トラック ショベルローダー 換気扇 動力噴霧器 体重秤量計	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者 2 人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
ブロイラー — 專業型	(作付面積等) ブロイラー 60,000羽 (経営面積)	(1)建物・施設 鶏舎 管理舎 自動給餌機 自動給水機 カーテン はね戸 ブルーダー 飼料タンク 換気扇 井戸 用水ポンプ 細霧装置 (2)機械・器具 軽トラック 動力噴霧器	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者2人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養鶏專業型 (みやぎ地頭鶏)	(作付面積等) 地鶏 5,000羽 (経営面積)	(1)建物・施設 鶏舎 育雛舎 管理舎 (2)機械・器具 軽トラック 動力噴霧器 給餌機 給水機 ブルーダー 飼料タンク 用水ポンプ	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者2人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
種 鶏 専 業 型	(作付面積等) 種鶏 8,000羽 (経営面積)	(1)建物・施設 鶏舎 管理舎 (2)機械・器具 軽トラック 動力噴霧機 自動給餌機 自動給水機 カーテン はね戸 ブルーダー 燃料タンク 井戸 用水ポンプ 細霧装置 自動採卵機 自動集卵機	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者2人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

2 組織経営体

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
集落営農水稲専業型	(作付面積等) 早期水稲 20ha 作業受託 10ha (経営面積) 20ha	(1)建物・施設 倉庫・納屋・作業場 農機具格納庫・車庫 育苗ハウス (2)機械・器具 トラクター マニユアスプレッダー 田植機（側条施肥） コンバイン・トレーラー 乾燥機 畦塗り機 播種機 催芽機 代かきハロー フォークリフト 糶摺り機 米選機 軽トラック 動力噴霧機	(1)複式簿記記帳の実施 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)役員数3人 役員3名を中心とし、労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設花き専業型	(作付面積等) スイートピー 1.0ha (経営面積) 1.0ha	(1)建物・施設 倉庫兼作業場 ＡＰハウス２号改良型 かん水施設 電気工事 自動開閉装置 (2)機械・器具 トラクター 軽トラック 加温機 管理機 動力噴霧機 選花機 循環扇	(1)複式簿記記帳の実施 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)役員数３人 役員３名を中心とし、 労働力の不足する時期 は、労働時間の延長で 対応する。状況に応じ て臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効 率的な作業環境に改善 する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地果樹専業型	(作付面積等) 露地みかん 9ha 中晩柑等 1ha (経営面積) 10ha	(1)建物・施設 倉庫兼作業場 貯水槽 (2)機械・器具 トラック（1.5t・軽） 選果機 動力噴霧機 スピードスプレーヤ 剪定枝粉碎機 かん水ポンプ	(1)複式簿記記帳の実施 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)役員数３人 役員３名を中心とし、 労働力の不足する時期 は、労働時間の延長で 対応する。状況に応じ て臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入。 (3)省力化対策に努め、効 率的な作業環境に改善 する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設果樹専業型	(作付面積等) ハウスみかん 2ha (経営面積) 2ha	(1)建物・施設 倉庫兼作業場 果樹ＡＰハウス２号改良型 かん水施設 自動開閉装置 電気工事 貯水槽 (2)機械・器具 加温機 動力噴霧機 軽トラック 換気扇 剪定枝粉碎機 選果機	(1)複式簿記記帳の実施 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)役員数３人 役員３名を中心とし、 労働力の不足する時期 は、労働時間の延長で 対応する。状況に応じ て臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効 率的な作業環境に改善 する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶専業型	(作付面積等) 茶 6ha (経営面積) 6ha	(1)建物・施設 製茶工場 倉庫 農機具格納庫 販売所 防霜ファン (2)機械・器具 製茶機械 乗用型摘採機 乗用型防除機 茶園専用耕耘機 肥料散布機 軽トラック 普通トラック トレーラー 裾切剪枝機 窒素ガス充填機 冷蔵庫	(1)複式簿記記帳の実施 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)役員数３人 役員３名を中心とし、 労働力の不足する時期 は、労働時間の延長で 対応する。状況に応じ て臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効 率的な作業環境に改善 する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肥育牛専業型	(作付面積等) 肥育牛 600 頭 (経営面積)	(1)建物・施設 牛舎 堆肥舎 飼料庫 (2)機械・器具 普通トラック 軽トラック ダンプトラック ホイルローダー フォークリフト 換気扇 動力噴霧機 自動給配機 粉碎機	(1)複式簿記記帳の実施 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)役員数 3 人 役員 3 名を中心とし、 労働力の不足する時期 は、労働時間の延長で 対応する。状況に応じ て臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)基幹労働力は 3 人 常時 1 人の雇用

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛一貫専業型	(作付面積等) 繁殖牛 120 頭 肥育牛 250 頭 (経営面積)	(1)建物・施設 牛舎 堆肥舎 飼料庫 作業庫 (2)機械・器具 トラクター 普通トラック 軽トラック ホイルローダー 換気扇 動力噴霧機 自動配餌車	(1)複式簿記記帳の実施 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)役員数 3 人 役員 3 名を中心とし、 労働力の不足する時期 は、労働時間の延長で 対応する。状況に応じ て臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養豚一貫専業型	(作付面積等) 母豚 500 頭 (経営面積)	(1)建物・施設 繁殖育成、分娩、肥育豚舎 管理舎 尿処理施設 堆肥化施設 飼料、ノコクズ等倉庫 スクレーパー 自動給餌機 スクリュウコンベア 飼料タンク (2)機械・器具 軽トラック ショベルローダー フォークリフト 換気扇 動力噴霧機 体重秤量計	(1)複式簿記記帳の実施 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)役員数 3 人。 役員 3 名を中心とし、 労働力の不足する時期 は、労働時間の延長で 対応する。状況に応じ て臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)基幹労働力は 5 人 常時 2 人の雇用

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
種鶏専業型	(作付面積等) 種鶏 10,000 羽 (経営面積)	(1)建物・施設 鶏舎 管理舎 ブルーダー 飲料タンク 井戸 細霧装置 (2)機械・器具 軽トラック 動力噴霧機 自動給餌機 自動給水機 カーテン はね戸 用水ポンプ 自動選卵機 自動集卵機	(1)複式簿記記帳の実施 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)役員数 3 人 役員 3 名を中心とし、 労働力の不足する時期 は、労働時間の延長で 対応する。状況に応じ て臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入

別表2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1 個別経営体

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜専業型Ⅰ	(作付面積等) きゅうり 0.26ha (蔓下ろし専作) (経営面積) 0.26ha	(1)建物・施設 APハウス2号改良型 倉庫兼作業場 かん水施設 自動開閉装置 電気工事 (2)機械・器具 トラクター 管理機 動力噴霧機 加温機 軽トラック	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者2人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜専業型Ⅱ	(作付面積等) 促成ピーマン 0.44ha (経営面積) 0.44ha	(1)建物・施設 APハウス2号改良型 倉庫兼作業場 かん水施設 自動開閉装置 電気工事 (2)機械・器具 トラクター 軽トラック 加温機 管理機(自走式) 動力噴霧機	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者2人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設花き専業型	(作付面積等) スイートピー 0.26ha (経営面積) 0.26ha	(1)建物・施設 APハウス2号改良型 倉庫兼作業場 かん水施設 自動開閉装置 電気工事 (2)機械・器具 トラクター 管理機 動力噴霧機 軽トラック 加温機	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者2人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地みかん + 露地中晩柑	(作付面積等) 露地みかん 1.00ha 中晩柑（日向夏等） 0.50ha (経営面積) 1.50ha	(1)建物・施設 倉庫兼作業場 貯水槽 かん水施設 (2)機械・器具 トラック（1.5t・軽） 管理機 スピードスプレーヤ 剪定枝粉碎機	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者2人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地果樹＋施設果樹	(作付面積等) 露地金柑 0.20ha 施設金柑 0.20ha (経営面積) 0.40ha	(1)建物・施設 果樹A Pハウス2号改良型 倉庫兼作業場 かん水施設 貯水槽 自動開閉装置 電気工事 (2)機械・器具 軽トラック 加温機 循環扇 管理機 動力噴霧機 剪定枝粉碎機 選果機	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者2人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用繁殖専業型	(作付面積等) 繁殖牛 40頭 飼料作物 4.00ha (経営面積) 4.00ha	(1)建物・施設 作業舎 牛舎 堆肥舎 農器具庫 (2)機械・器具 トラクター コンバイン 軽トラック 普通トラック 換気扇 ロールベアラ ホイルローダー ディスクモア ラッピングマシン ベールグリッパー テグダーレーキ 動力噴霧器	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者2人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

営農 類型	農業経営の規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
ブロイラー — 専業型	(作付面積等) ブロイラー 30,000羽 (経営面積)	(1)建物・施設 鶏舎 管理舎 自動給水機 自動給餌機 飼料タンク カーテン ブルーダー 換気扇 井戸 揚水ポンプ 細霧装置 (2)機械・器具 軽トラック 動力噴霧機	(1)記帳等 ①複式簿記記帳の実施 ②経営と家計の分離 (2)申告・分析等 ①青色申告の実施 ②記帳結果に基づく経営分析の実施	(1)家族労働従事者2人 労働力の不足する時期は、労働時間の延長で対応する。状況に応じて臨時雇用も行う。 (2)休日制の導入 (3)省力化対策に努め、効率的な作業環境に改善する。

別紙1（第4の1の(1)の⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定されている地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2（第4の1の（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年以上、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当地でない認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。 下限面積を有しない新規就農者等については、通算3年以上4年未満の期間（1回1年以上で複数回設定でき通算4年を超えないもの）とし、通算4年の期間終了後、再設定を希望する場合は、農地利用状況について適正であると認められれば長期間の利用権設定（賃借）をすることができる。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に準じて算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払い又は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき日南市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。	I の③に同じ。	I の④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	I の③に同じ。この場合においてI の③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払い方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。